

## (実施項目編)

### 実施項目個別表

(凡例) 「実施項目」欄 下線:集中改革プランにも記載がある項目

「所管」欄 【 課】:関係課が複数の場合のとりまとめ課

実施項目	1 未収となっている税の収納対策
所 管	総務部 税務課
現 状	平成18年度における市税の収入未済額は657百万円で、前年度と比較すると35百万円の増となっている。 市税の滞納者に対しては、文書や夜間電話での催告、休日の訪問督促等を行い、納税又は誓約を得るよう粘り強く取り組んでいる。また、納税誓約を履行しない等、誠意が見られない者については、給与、預貯金、自動車などの保有状況を調査し、滞納処分を行っているが、収納強化が急務となっている。
見直しの具体的な方向性	滞納処分会議による適正な滞納処分を行っていくほか、能代山本4市町においても収納率の低下が憂慮すべき状況にあることから、事務レベルで滞納整理事務の共同処理について検討する。平成19年度に、滞納整理事務共同処理検討会を設置して、検討を進める。

実施項目	2 未収となっている税、使用料の収納体制の見直し
所 管	【総務部 税務課】、関係課
現 状	税の滞納、上下水道や市営住宅の使用料等の滞納にかかる情報は、各所管課で管理されており、収納の実務も別個に行われている。
見直しの具体的な方向性	円滑な収納のためには、各所管課に分かれている情報を一元化しつつ、ケースに即した対策を総合的に立案するほうがよい場合もあることから、それが可能な体制を構築していく。(実施項目12、15関連)

実施項目	3 使用料(受益者負担)の見直し (1) スポーツ施設使用料の見直し
所 管	教育委員会 スポーツ振興課
現 状	二ツ井地域の体育施設の使用料に免除規定がある。 両地域の類似施設間の使用料区分設定に、形態の違いがある。
見直しの具体的な方向性	受益者の数が限られ、かつ特定されており、基本的に受益に応じた負担を求めることが適当である。 使用料の減免措置の廃止を検討し、調整する。 類似施設間の使用料の調整を行う。(実施項目47関連)

実施項目	3 使用料(受益者負担)の見直し (2) ニツ井公民館等使用料(全額減免)の見直し
所 管	教育委員会 公民館
現 状	旧ニツ井町では、社会教育団体や社会福祉団体が使用する場合に使用料を全額減免していた。 新市では、登録団体について約半額の使用料設定としているが、ニツ井地区では合併に関する激変緩和の調整期間として旧町と同様の対応となっている。 ニツ井地区にも新市同様の、公民館登録自主学習グループ制度を発足しつつ、登録グループに新市条例適用の周知を行っている。
見直しの具体的な方向性	受益者の数が限られ、かつ特定されており、基本的に受益に応じた負担を求めることが適当である。 ニツ井地域の生涯学習関係全施設の使用料について、新市条例の適用を実施する。(実施項目47関連)

実施項目	4 未利用財産の処分
所 管	総務部 財政課
現 状	施設の統合等に伴い、未利用の市有地や市有建築物が増加している。
見直しの具体的な方向性	未利用地や貸付地を売却することにより、財源確保をはかる。 未利用地については、土地の形状及び面積により、随意契約又は一般競争入札を行い売り払いを進めていく。または緑のまちづくりのため、未利用地について公園、緑地としての活用を検討する。 建築物については、買い取り等の希望者はごく限られるため、市での新たな利活用の方策を含めて検討していく。

実施項目	5 広告料収入による新たな収入確保
所 管	総務部 財政課
現 状	歳入と歳出の差を調整する基金が年々減少している中、財源の確保が必要となっている。
見直しの具体的な方向性	市有財産や発行物等を活用した有料広告の掲載について検討する。 広告媒体として市広報紙、その他市が発行する印刷物、市ホームページ、市公共施設、市税納税通知書発送用封筒等を検討する。

実施項目	6 行政財産使用料の見直し (1) 庁舎使用料の見直し
所 管	総務部 総務課
現 状	本庁舎、ニツ井町庁舎における食堂や自動販売機、キャッシュコーナー設置などの庁舎使用料は、行政財産使用料徴収条例によっているが、それぞれの庁舎で使用料基準に違いがあり、統一が必要である。
見直しの具体的な方向性	現在の使用料水準が適当かどうかの検討も含め、庁舎使用料や土地使用料基準の統一を検討する。

実施項目	6 行政財産使用料の見直し (2) 庁舎駐車場の有料化(職員)
所 管	【総務部 総務課】、【教育委員会 教育総務課】
現 状	学校を含む市の施設に自家用車で出勤する職員が、当該施設の駐車場を利用するにあたっては、使用料を徴していない。
見直しの具体的な方向性	原則的に有料とすることとし、徴収について検討する。

実施項目	7 内部管理経費の見直し
所 管	総務部 財政課
現 状	今後も税収減や三位一体の改革に伴う地方交付税の減が見込まれるなど、厳しい財政状況が予測される。
見直しの具体的な方向性	歳入規模に見合った財政運営を行うよう、歳出の適正化・効率化を進めるため、内部管理経費(経常物件費、維持補修費等)を削減する。

実施項目	8 一部事務組合への負担金の見直し
所 管	【企画市民部 総合政策課】、 総務部 総務課・財政課、関係各課
現 状	複数の自治体での処理が効率的な行政事務を行うため一部事務組合を設置し、市民サービスにかかる分野では、別紙リスト1の組合により、体育施設運営、特別養護老人ホーム運営、消防・救急業務、衛生施設運営などの事務を共同処理している。
見直しの具体的な方向性	構成市町の事務であり、構成市町の考えも反映させて効率的な運営に努める必要がある。組合と、構成する市町間で調整の上、適切な運営に努め、負担金の軽減を図る。

実施項目	9 市単独補助金の見直し
所 管	総務部 財政課
現 状	各種団体等が事業を実施する場合や運営基盤の弱い団体等の運営に対し、公益性がある場合に補助金を交付している(別紙リスト2)。 集中改革プランの中で「平成19年度以降3年間で46百万円の縮減」(15%)に取り組むこととしており、19年度当初予算では、市単独補助金のうち、国体開催費を除き、対前年で約9百万円を減額した。
見直しの具体的な方向性	市が支出する補助金について、より適正な交付及び執行を図るために、その見直し基準を定め、補助金のあり方を見直し、整理合理化しながら削減を図る。また、特に旧市町で異なる制度については統一を検討する。

実施項目	10 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成
所 管	総務部 財政課
現 状	現在は、決算カード、バランスシートを作成、公表している。 18年8月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」で、人口3万人以上の都市は、3年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備又は、4表作成に必要な情報の開示に取り組むこととされている。
見直しの具体的な方向性	今後、国から示される実務的な指針に基づき、公会計制度の整備に取り組む。

実施項目	11 資産・債務改革の方向性と具体的な施策の明確化
所 管	総務部 財政課
現 状	地方公共団体においては、国の資産・債務改革を参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を、3年以内に策定することとされている。 国においては、資産債務改革にかかる具体的内容、手順及び実施時期を18年度中に策定、公表した。
見直しの具体的な方向性	今後、国から示される実務的な指針に基づき、公会計制度の整備とあわせて取り組む。

実施項目	12 水道料金の見直し
所 管	上下水道部 水道課
現 状	減価償却費や人件費の増加により、平成16年度決算での逆ざやが1,53円(給水原価168.74円に対して供給単価167.21円)に対し、平成17年度決算では7.15円(給水原価174.31円に対して供給単価167.16円)と拡大している。
見直しの具体的な方向性	(短期的事項) 水道事業の健全運営のため、料金を見直す必要がある。 滞納されている料金の収納対策を検討する。(実施項目2関連) 経営状況について市民が適切に理解できるよう情報提供に努める。 (中長期的事項) 効率的な経営の下における適正な原価を踏まえ、健全な運営を維持するため、計画的(3~5年)に水道料金の見直しの機会を設ける。改定が見送られた場合は、次の見直し期を待たず、次年度以降引き続き改定の要否を検討する。

実施項目	13 浄水場等の維持管理の見直し
所 管	上下水道部 水道課
現 状	浄水場や配水池などの施設の運転管理業務の殆どは民間委託としているが、維持管理業務についても民間委託が可能な余地がある。
見直しの具体的な方向性	浄水場を含む水道施設全体についてさらなる業務委託の拡大や、第三者委託又は指定管理者制度の導入が可能か検討する。

実施項目	14 企業手当の見直し
所 管	上下水道部 水道課
現 状	管理職を除く職員に特殊勤務手当として、給料月額100分の2の企業手当を支給している。
見直しの具体的な方向性	市民から見て支給の趣旨が分かりにくい企業手当について、職員の勤務実態を考慮の上、市長事務部局の特殊勤務手当見直しと整合性を図りながら、見直しを行う。(実施項目27(3)関連)

実施項目	15 下水道使用料の見直し
所 管	上下水道部 下水道課
現 状	平成18年度末で下水道の整備率が、全体計画の34.6%の進捗状況であることもあり、市債の元利償還や維持管理費に対し、基準内の繰入金や使用料等の歳入不足分を一般会計からの繰り入れに依存している。 なお、平成17年度決算では経費回収率が72.7%となっている。
見直しの具体的な方向性	(短期的事項) 下水道事業の健全運営のため、財政分析をした上で料金の改定を検討する必要がある。滞納されている使用料の収納対策を検討する。(実施項目2関連) 下水道経営について市民が適切に理解できるよう情報提供に努める。 (中長期的事項) 効率的な経営の下における適正な原価を踏まえ、健全な運営を維持するため、計画的(3~5年)に下水道料金の見直しの機会を設ける。改定が見送られた場合は、次の見直し期を待たず、次年度以降引き続き改定の適否を検討する。

実施項目	16 行政評価制度の導入
所 管	企画市民部 総合政策課
現 状	総合計画策定方針(平成18年7月)において、基本計画に掲げる施策の、目標指標に対する進捗状況を評価し、次の事業展開(実施計画)へ反映する仕組み(マネジメントサイクル)を確立することとしている。
見直しの具体的な方向性	(仮称)行政評価委員会を設置し、市民が施策の評価者として参加する仕組みを整える。評価結果をふまえ、事業の改善についても市民の目線で意見を出してもらい、実施計画に反映していく。 評価結果と実施計画については公表することを前提としていく。

実施項目	17 情報公開制度の利便性向上
所 管	企画市民部 地域情報課
現 状	市政にかかる情報公開制度の受付は、請求者自身が直接庁舎に出向くか、郵便による請求のみとなっている。また、各種施策や行政情報の公開は、一部HP上で公開されているが、本庁第1庁舎の行政情報コーナーでの閲覧に限定されている。
見直しの具体的な方向性	行政運営の透明性を向上させ、市民参加の市政を推進するため、情報公開手続きの利便性向上と、積極的な情報公開を行う必要がある。そのため、次の項目について検討を行う。 ・情報開示請求の手続き方法 ・情報公開コーナーで閲覧可能な資料の再検討 ・情報公開コーナーにある閲覧資料のHPへの掲載

実施項目	18 組織・機構の見直し
所 管	総務部 総務課
現 状	合併1年を経過し、係の統廃合など小規模な見直しはしてきたものの、業務量が思うように減らず予算と人員は削減されていく状況にあり、より効率性が求められている。また、本庁と二ツ井町庁舎の組織間において、事務決裁(合議含む)や報告・連絡の遅滞などが見られた。こうしたことなどから、行政サービスの向上に資する組織・機構とするための見直しが必要である。平成19年度中に方向性を検討し、議会及び地域協議会から意見をいただくこととしている。
見直しの具体的な方向性	部及び課の統廃合も含めて簡素で効率的な組織・機構とするための大胆な見直しが必要である。これを進めるため、事務事業の徹底した見直しにあわせ、組織・機構の見直しを行う。 見直しに際しては、次の視点から行うものとする。 ・予算と人員の削減に対応した組織数及び組織規模の適正化 ・二ツ井地域局は地域振興の拠点として、また、総合的な窓口機能を持つ事務所として特化 ・類似業務、関連業務を市民本位の視点で集約化 ・内部管理業務の簡素化・効率化

実施項目	19 事務決裁区分の見直し
所 管	総務部 総務課
現 状	合併時の取り決めにそった決裁区分により実務を行っているが、本庁と地域局間の連携がうまくとられていない。また、庁舎が分かれていることから意思決定(決裁)まで時間を要することがある。
見直しの具体的な方向性	組織機構の見直しを含め、本庁と地域局との関係を明確にし、地域局における決裁区分や合議のあり方などを見直す。 市長の事務権限の一部を副市長に補助執行させるなど、意思決定までの時間を短縮するため決裁区分の見直しを行う。

実施項目	20 延長窓口業務の見直し(市民サービスセンターの開設)
所 管	【企画市民部 市民課】、窓口業務関係課
現 状	市役所の週休2日制実施に伴うサービスの低下を補うため、本庁舎においては平成5年度から次のように実施している。 ・実施日 毎週金曜日 PM5:15～7:00 ・職員2名 ・利用者 1日平均9人 さらなる市民の利便向上のため、土日に対応可能なサービスセンターを設置した。
見直しの具体的な方向性	平成19年6月9日から、ジャスコ能代店に市民サービスセンターを開設し、通年延長窓口を行うこととしている。なお、本庁の2時間延長窓口も継続する。 ・実施日 通年(休日は12/29～1/3) ・業務 証明発行事務、収納事務、総合案内 ・人員 2名

実施項目	21 人材育成基本方針の策定
所 管	総務部 総務課
現 状	旧能代市の人材育成基本方針を基に各種研修を行っている。
見直しの具体的な方向性	庁内外の意見を聴取した上で方針を策定する。

実施項目	2.2 新たな人事評価制度の構築
所 管	総務部 総務課
現 状	勤勉手当の額を算定するため、10項目の評価項目の総合点をもとに、勤務成績を評定している。 人事評価システムを導入するための外部環境(国県の指導、先進モデル等)が整ってきている。
見直しの具体的な方向性	国や他地方公共団体のモデルも参考にしながら能代市の実情に合った簡素で納得性の高いシステムの構築に向け、研究・検討を進める。

実施項目	2.3 能代マネジメントシステムの導入
所 管	総務部 総務課
現 状	厳しい財政状況と、職員数の減少の下、限られた財源・人材を効果的に用いるための、一層の業務の合理化・効率化が必要となっている。 業務改善については職制を通じてあるいは、職員提案制度により行われてきた。
見直しの具体的な方向性	少ないコストと短い時間で、市民サービスを提供する行政組織への転換に向け、業務改善の視点から、常にムダ・ムラ・ムリを無くすための「改善」を求め続ける「仕組み」づくりを行う。 具体的には、岩手県や自動車会社の取り組みを参考に、業務分解を行って業務を「見える化」し、業務からムダを削るとともに、分解結果を、PDCAサイクルの活性化、職場の業務やその手順の共有化に活用する。また、職員提案制度の活性化を行う。

実施項目	2.4 総合行政ネットワークの活用
所 管	総務部 総務課
現 状	国の電子自治体推進基盤である総合行政ネットワーク(LGWAN)では、電子署名や電子証明書の利用ができる地方公共団体組織認証基盤の整備が求められている。市は、準備ができ次第、総合行政ネットワーク運営主体の認証局の登録分局の役割を担うこととなる。 このことにより、市役所に対して、また市役所から、インターネットを活用して「発信者が認証された」通信が可能になる。
見直しの具体的な方向性	上に基づいて、登録分局の組織と役割を検討し、それに係る要綱や電子文書取扱いなどのルールを確定する必要がある。またLGWANを、市の他業務に生かしていくため検討していく。(実施項目2.5関連)

実施項目	2.5 ホームページの充実と行政手続のオンライン化の推進
所 管	【企画市民部 地域情報課】、関係各課
現 状	各種申請をHP上で行うために必要な「電子申請システム」が整備されるのは、平成20年度以降の予定。また、個人認証サービスを活用した申請システムの導入には費用が必要となる。 情報・データ提供は、HPの各課コーナーで各課がそれぞれ実施している。
見直しの具体的な方向性	HP充実については、その内容が近々に実施すべきものか、近い将来のものか、できるだけ少ない費用でおこなうべきものか、抜本的に費用をかけておこなうべきものか、などと分けながら、次の検討項目について、庁内の連絡調整を行う。(実施項目2.4、4.5(3)関連) ・トップページの充実 ・行政情報コーナーにある閲覧資料の掲載 ・HP画面を使った電子申請の導入

実施項目	26 職員定数の適正化
所 管	総務部 総務課
現 状	平成18年9月に定めた「定員適正化計画」で、平成28年4月1日の職員数を市民1000人に対して7人の割合とすることを目標とし、それまでの期間、新規採用者を定年退職者数の5分の1とすることにした。
見直しの具体的な方向性	期間中全体で職員を適正に管理し、勸奨退職の措置も含めて着実に実施していく。(集中改革プランの終期である平成22年4月1日の職員数は589人と目標設定している。)

実施項目	27 職員手当の見直し (1) 管理職手当の定額化
所 管	総務部 総務課
現 状	それぞれの職制により給料の月額100分の12～5の割合で支給していた。
見直しの具体的な方向性	19年度改正で、職務の級及び職制による定額制を実施した。 国家公務員における各職務の級の人員分布の中位に相当する号給の給料月額に、それぞれの率をかけて定額とした。

実施項目	27 職員手当の見直し (2) 期末・勤勉手当の見直し
所 管	総務部 総務課
現 状	期末・勤勉手当の支給において、手当基礎額に職務の級に応じて給料の月額100分の20～5の割合で役職加算額を加え、期末・勤勉手当支給割合を乗じて支給している。
見直しの具体的な方向性	役職加算割合について、国、県及び類似団体の状況を踏まえ、役職加算のあり方を検討する。

実施項目	27 職員手当の見直し (3) 特殊勤務手当の見直し
所 管	総務部 総務課
現 状	合併時において、一部を除き月額で支給されている特殊勤務手当を廃止したが、市税徴収業務手当、福祉事務現業手当は、業務の特殊性から廃止対象から除いた。国及び県からは、月額で支給される特殊勤務手当について、見直しを指導されている。
見直しの具体的な方向性	市税徴収業務手当、福祉事務現業手当の見直しについて廃止を含めて検討する。(実施項目14関連)

実施項目	27 職員手当の見直し (4) 時間外勤務の縮減
所 管	総務部 総務課
現 状	合併前の旧能代市及び旧二ツ井町での時間外勤務手当支給額と比較して、合併後の能代市の時間外勤務が増加している。平成18年度において30人強の職員が年間360時間を超える時間外勤務命令を受けている。
見直しの具体的な方向性	人件費を取り巻く厳しい状況を踏まえ、時間外勤務手当縮減に向け、事務事業の見直し、業務の効率化を進め、時間外勤務の縮小を図る。 事務事業の見直しをはじめ、年間時間外勤務360時間以内の励行、管理職員を含めた全体での実務遂行、人材育成によるスキルアップ、能代マネジメントシステムの導入などによりマンパワーを有効活用し、時間外勤務を縮小させる。(実施項目23、29関連)

実施項目	28 特別職報酬等審議会の見直し
所 管	総務部 総務課
現 状	従来は市が報酬等の額を改正しようとするとき開催してきたが、毎年、審議会を開催し、常に適正な水準が確保されるよう、条例改正を行った。
見直しの具体的な方向性	特別職報酬等審議会を毎年開催する。

実施項目	29 すべての事務事業の見直し
所 管	【総務部 総務課】 財政課、 企画市民部 総合政策課
現 状	集中改革プランは「事務事業の再編・整理・廃止・統合」を掲げ、そのための取り組みとして「事務事業の見直し」を行うこととしている。具体的には、総事務事業約1800件を、概ね1500件に縮減することを目指している。
見直しの具体的な方向性	すべての事務事業について各部課とのヒアリングを行い、行政の関与の必要性、効果、効率性の視点から、精査・評価を行い、能代市行財政改革推進本部会議において継続・縮減・廃止等の決定を行う。その結果をふまえて予算編成及び定員管理等に反映させる。

実施項目	30 各種団体の事務局移管
所 管	【総務部 総務課】、各種団体の所管課
現 状	別紙リスト3の団体の事務局業務を市役所が行っている。
見直しの具体的な方向性	市の役割を、原則として団体への指導・助言、活動場所の提供、補助金による支援等に限り、当該団体もしくは関連の強い団体へ事務局を移管できるよう検討する。

実施項目	31 行政協力員制度等自治会との協力支援体制の見直し
所 管	企画市民部 市民まちづくり課
現 状	能代地域においては、自治会活動を支援するため報償費を交付している。また、非常勤特別職の行政協力員は広報配布等の業務を行っており、報酬を支払っている。 二ツ井地域においては、町内会長に対して町内会活動費・町内会長活動費の報償費を交付しているほか、非常勤特別職としての報酬を支払っている。
見直しの具体的な方向性	行政協力員及び町内会長の職務内容・報酬、自治会・町内会活動の支援策のあり方、能代地域・二ツ井地域の一本化を含め、見直しを行う。

実施項目	32 広報発行業務の見直し
所 管	企画市民部 地域情報課
現 状	印刷、配布以外はすべて直営で行っている。(作業期間:約2週間(市1週間、印刷業者1週間)、発行回数:月2回(1月を除き毎月第2、第4木曜日発行)) 能代地域では広報配布を、自治会加入世帯へは行政協力員が、それ以外は複数世帯で定める配布員を通じて実施。二ツ井地域では、22人(22地区)に委託し実施。 能代地域では、自治会未加入者の増加により未配布世帯が増加傾向。二ツ井地域には未配布世帯はない。
見直しの具体的な方向性	(1)発行内容、編集作業の見直し 発行回数、掲載内容、編集作業の効率化について検討する。 第2木曜日発行分と第4木曜日発行分の掲載内容等について検討する。 (2)作成業務の外部委託 直営している業務の一部、もしくは全部の外部委託が可能か検討を行う。 (3)配布業務の見直し 地域自治への意欲やその能力を高める観点を勘案しつつ、配布方法の効率化を検討する。 (4)広告の掲載 新たな自主財源の確保と市民サービスの向上、地域経済の活性化を図るため広告を募集し、掲載する。

実施項目	33 審議会等の見直しと委員数の削減
所 管	【総務部 総務課】、審議会等所管各課
現 状	別紙リスト4の各種審議会等が設置されている。
見直しの具体的な方向性	設置の目的や必要性(法定、任意)と照らし合わせ、その存続、規模について見直す。

実施項目	34 本庁舎の電話交換業務を総合案内へ集約
所 管	総務部 総務課
現 状	電話交換業務のため、1日2人体制(総体で4人を雇用)により、代表電話の取次ぎを平均190件/日行っているが、各部、各課へは直通電話番号も設置されている。 総合案内窓口のため、1日1人(総体で2人を雇用)が業務にあたっている。
見直しの具体的な方向性	IP電話の設置に伴い代表電話を総合案内窓口を設置し、案内と代表電話の取り次ぎを、併せて2名の体制で実施する。

実施項目	35 議会への事務報告の見直し
所 管	総務部 総務課
現 状	旧市では暦年を期間として事務報告を提出していたが、年度を期間とする監査等の資料と整合性が無く、また作成に際しても煩雑さを招いている。
見直しの具体的な方向性	19年の報告からは年度区分として、決算書提出時の9月に事務報告を行うこととするよう議会と調整しているが、内容についても事務経過を中心としたものに見直した。

実施項目	36 公用車管理の効率化
所 管	総務部 総務課
現 状	平成18年度から職員移動用の公用車使用申し込みをコンピューター上で行うこととし、使用にかかる効率化は向上したものの、台数削減等には至っておらず、一層の取り組みが必要である。
見直しの具体的な方向性	職員移動用の車両管理全般について集中化、効率化を検討し、利用状況と照らし合わせて台数の適正化を図る。 車検などの一括契約によるコストの削減、公用車未稼働時間の減少、運転業務の委託、台数削減等が可能か、車両管理の手法を検討する。

実施項目	37 土地開発公社の廃止に向けた保有財産の利活用促進
所 管	〔総務部 財政課〕、関係課
現 状	公社は、能代河畔公園用地及び第三保育所建設用地を保有しているが、計画の縮小等により、本来の事業での活用は見込めない状況になっている。 第三保育所用地は、駐車場として向ヶ丘自治会へ貸付している。 公社の債務は土地開発基金からの無利子融資のみで、新規事業も想定されない。
見直しの具体的な方向性	現在公社が所有している河畔公園用地と第三保育所用地の活用を、本来の事業の所管課でも検討している。また、それ以外にも活用の方途を探る。

実施項目	38 投票所の再編
所 管	選挙管理委員会事務局
現 状	旧能代市は平成元年以降、旧二ツ井町は平成8年以降大きな見直しが行われていないが、特に旧能代港町の投票区は選挙人の減少が著しい。 二ツ井町は、対選挙人数の投票区数が多い。(能代0.99箇所 / 1000人 二ツ井2.21箇所 / 1000人) 職員数の減少に伴い、現行投票区への投票事務従事者の確保が困難になりつつある。
見直しの具体的な方向性	現行投票区の区域変更、統合整理を視野に入れながら、投票区(投票所)の適正化を検討する。 なお、投票率の低下を招いたり、選挙人からの理解を得るまでに時間を要する例もあるため、投票所がカバーする範囲と選挙人数等の要素を十分勘案した上で、選挙管理委員会の議決を経て実施する必要がある。

実施項目	39 選挙結果確定までの時間短縮
所 管	選挙管理委員会事務局
現 状	最近の選挙において開票に要した時間は、次のとおりである。 H18市長市議選 開票事務従事者155人 3.8時間 H19県議選 開票事務従事者133人 1.4時間 H19参院選 開票事務従事者159人 4.5時間 なお、期日前投票制度の認知が進んでいること等により、H19.7執行の参院選から、投票時間繰り上げを全投票区に拡大し、投票結果確定までの時間短縮を図った。
見直しの具体的な方向性	開票事務の人件費削減のため、開票事務の業務改善、合理化を検討する。

実施項目	40 能代海水浴場の廃止
所 管	産業振興部 観光振興課
現 状	能代海水浴場を毎年7月下旬から8月中旬まで落合浜で開設している。 監視員賃金、施設等の維持管理、海岸清掃等に2,332千円の経費を要している。 米代川河口部に位置し、雨による海水の濁り、ゴミ、流木の漂着など、河川の増水・汚濁の影響を受けやすい。 このため、短い開設期間の中で遊泳出来ない日が続くことや、近隣市町の海水浴場との競争で、利用者や開設効果は減少する一方である。
見直しの具体的な方向性	今後開設しないこととし、秋田県(能代港湾事務所)と海水浴場廃止に関する話し合いを進める。

実施項目	41 公共工事の発注手続きの見直し
所 管	総務部 契約検査課
現 状	指名願いの受付、指名業者選定基準等については、合併時の取り決め事項として、当分の間(合併後3年程度)、旧市町の制度を存続することとしている。
見直しの具体的な方向性	公平性、透明性確保のためできるだけ統一した基準で行われるのが適当であること、また異なる基準のため事務が非効率になっていることのため、原則的に全市統一の方向で検討し、制度の整備を進める。 (1)指名願の受付 建設工事・建設コンサル H19・20年度の名簿を統一し、審査基準についても可能な部分について統一 物品等 H20・21年度の名簿登載から、随意契約分について統一 小規模修繕 二ツ井地域で当区分を適用 (2)指名業者選定基準(入札参加基準) 指名業者選定基準(入札参加資格)のあり方を検討し、今後統一する。

実施項目	42 公共工事等にかかるコスト縮減
所 管	建設部 道路河川課(道路、河川等土木工事)、都市整備課(建築工事)、上水道課、下水道課
現 状	財政状況を鑑み、市の工事について、できるだけ低いコストで大きな効用を発揮するよう進めることが必要となっている。
見直しの具体的な方向性	公共事業をはじめとする市の工事について、国や県のコスト縮減策を積極的に導入する。

実施項目	43 契約事務の平準化
所 管	【総務部 契約検査課】、 総務部 財政課
現 状	経常的な業務にかかる各種の契約において、一定金額以上のものを契約検査課で事務を行っているが、年度当初は案件が集中し、事務の迅速な処理が滞っている。
見直しの具体的な方向性	使用契約や委託契約の経常的なものについて、債務負担行為等、年度開始以前に契約事務を処理できる体制をとり、事務の平準化を行う。

実施項目	44 庁内グループウェアの統一
所 管	【企画市民部 地域情報課】 総務課
現 状	庁内グループウェアについて、能代庁舎はノート、二ツ井町庁舎はマイウェブの二つに分かれており、全庁連絡の際に両方のグループウェアに掲示する必要がある、ふたつのシステムに習熟する必要がある等、非効率となっている。
見直しの具体的な方向性	グループウェアを統一する。

実施項目	45 事務・事業の委託 (1) 庁舎夜間警備業務
所 管	総務部 総務課
現 状	本庁舎は、シルバー人材センターと委託契約し、警備及び防災・夜間戸籍などの対応を図っている。 第2・3・4・5庁舎及び上下水道部は、機器により警備している。 二ツ井町庁舎は、宿直員を雇用している。 二ツ井地域ではシルバー人材センターが活動していない。
見直しの具体的な方向性	能代地区に準じた手法を検討していく。

実施項目	45 事務・事業の委託 (2) 学校給食の調理、運搬業務
所 管	教育委員会 給食センター
現 状	現在、5共同調理場(中央、南部、東部、北部、二ツ井)を直営で運営している。
見直しの具体的な方向性	民間の同種事業のノウハウの取り入れをはかるとともに、職員の退職の状況等を考慮しながら、民間委託の可否について検討する。 中央共同調理場は、南部共同調理場の改築に合わせ、平成21年度をもって廃止する。

実施項目	45 事務・事業の委託 (3) ホームページ作成・運営業務
所 管	企画市民部 地域情報課
現 状	新市のホームページは合併時に合併協議会で作成され、現在、地域情報課でトップページを管理している。 各課情報のページは、その内容を各課内で調製している。 定期的に情報の更新状況を確認し、最新の情報を提供できるよう、各課へ連絡、指導を行っている。
見直しの具体的な方向性	当面トップページの運営・作成業務については、その効率化を進めながら、地域情報課で実施し、同時に、外部委託する対象、条件、コスト等の検討を行う。(実施項目25関連)

実施項目	45 事務・事業の委託 (4) 総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)
所 管	総務部 総務課
現 状	給与、福利厚生(健康診査や団体生命など)は各課でとりまとめたものを、総務課職員係が一括処理している(部毎のとりまとめはしていない)。
見直しの具体的な方向性	他自治体の例を参考に委託可能な範囲を検討する。

実施項目	45 事務・事業の委託 (5) 分散発注している類似業務の一括委託
所 管	総務部 総務課
現 状	清掃、外構管理等、各施設での業務にあまり差がないもの、技術的に高度な専門性を要しない業務については、一括して入札・契約することで経費削減が見込める。
見直しの具体的な方向性	どのような業務を、どのようなやり方で、どのようにまとめるのが良いのか、予算計上の仕方、会計手続きを視野に入れた検討をワーキンググループを組織して行う。

実施項目	46 情報処理、庁内情報システムの効率化、最適化
所 管	企画市民部 地域情報課 ・ システム所管課
現 状	地域情報課では、電算室常駐オペレータの委託、全庁グループウェア機器等の保守委託を実施しており、保守の範囲内で、法改正対応やシステム改修などにも対応している。 個別の業務システム維持は、基本的に担当課の所管で、各課が実施している。 各種情報処理については、各課から依頼を受けて地域情報課で実施している。
見直しの具体的な方向性	全庁的観点から、当市で行っているシステム全体の保守コスト削減、簡素化等について考慮することが必要だが、各課で行っている業務・システムの内容把握が必要であり、その上で統合するものや連携するもの等、コスト軽減の方法を検討することとなる。

実施項目	47 公の施設の見直し
所 管	〔総務部 総務課〕、関係各課
現 状	集中改革プランで公の施設の運営にかかる取組目標を立てている(別紙リスト5)が、社会経済情勢や市の財政状況の変化、民間活用ノウハウの習熟により、目標の変更が必要になると考えられる。また、多くの施設で使用料収入が経費に比べ低い水準にあり、受益と負担のバランスの面からも見直す必要がある。
見直しの具体的な方向性	集中改革プランをフォローアップしながら、施設の性格を整理するとともに、利用状況、競合施設の設置状況等を分析し、プランの目標にフィードバックしていく。(実施項目48～63関連)。また、使用料の一般的なあり方を整理する。

実施項目	48 施設の廃止 (1)大沢ごみ処理場
所 管	環境部 環境衛生課
現 状	平成19年3月末をもってごみの搬入を停止した。
見直しの具体的な方向性	今後は、廃棄物処理法に基づき適切に管理していく。

実施項目	48 施設の廃止 (2)中央共同調理場
所 管	教育委員会 給食センター
現 状	南部共同調理場の改築が予定されている。
見直しの具体的な方向性	南部共同調理場の改築にあわせ、中央共同調理場を廃止予定。(実施項目45(2)関連)

実施項目	49 体育施設のあり方の検討
所 管	教育委員会 スポーツ振興課
現 状	施設の使用料収入が経費に対して低い水準にあること、また、公の施設ではあるが、利用者は市民の一部に限られていることから、受益と負担のバランスや、施設のあり方を見直す必要がある。
見直しの具体的な方向性	体育施設について、その位置づけ、性格、利用実態等の分析を行いつつ、利用者の範囲に限られていたり、特に高度な設備を持たない体育施設について、管理・運営を利用者団体等が自らの費用で行う体制への移行や廃止を含め、あり方を検討する。誠邦園・落合第一・落合三面球場、市民体育館、中山スキー場は、利用実態や同種施設の設置状況を勘案し、将来の廃止も含めて検討する。

実施項目	50 老人憩の家「白瀟亭」、老人保養センター「松風荘」のあり方の検討
所 管	【福祉保健部 長寿いきがい課】、地域局 福祉保健課
現 状	貸し部屋機能、入浴機能等を持つ施設として市が運営しているが、使用料収入が経費に比べ低い水準にあり、受益と負担のバランスの面からも施設のあり方を見直す必要がある。 (白瀟亭)高齢者の生きがい活動や憩いの場として548年から開設しているが、施設が老朽化している。現在年間13,000人が利用している。平成20年度から指定管理者の導入を予定している。 (松風荘)能代山本広域市町村圏組合が設置した施設の運営を受託して運営している。高齢者の憩いの場や交流の場として549年から開設しているが、施設が老朽化している。現在年間5,000人が利用している。
見直しの具体的な方向性	類似の機能を持つ施設、類似のサービス提供者が存在することから、廃止も含めてそのあり方について見直し、組合と協議する等の調整を行う。

実施項目	51 生活改善センター、コミュニティセンターのあり方の検討
所 管	二ツ井地域局 企画市民課
現 状	能代市切石コミュニティセンター、田ノ沢生活改善センター、田代生活改善センターがあり、地域団体を指定管理者としている(平成21年3月まで)。
見直しの具体的な方向性	利用実態からすれば、地域への委譲が望ましい。ただし譲渡の際の条件等について地元との検討、調整が必要であるとともに、これら施設はコミュニティ助成金や国庫補助金、起債を財源として建設されていることから、それに基づく財産の処分制限をもふまえる必要がある。

実施項目	52 二ツ井公民館分館の統廃合の検討
所 管	(分館事業について)教育委員会 公民館、(不要となる施設について)施設所管各課
現 状	二ツ井地域全域をカバーする10分館があり、地区活動を行っている。各分館は、分館長、主事補各1名と5～11名の運営委員で組織し、各地区の公民館事業を企画、実施している。分館の規模は、小さいところは十数世帯、大きいところは千六百世帯対象と様々で、その事業内容も様々である。
見直しの具体的な方向性	分館事業の統合について分館長・主事補会議で検討する。 なお、分館事業統合後、不要となる活動拠点施設のあり方、処理方針については地元への譲渡を含めて施設所管課で検討する。

実施項目	53 保育所の再編 (1) 二ツ井地域の3子ども園(保育所)を1園に統合
所 管	福祉保健部 子育て支援課、 地域局 福祉保健課
現 状	二ツ井地区に、保育所が3箇所あるが、入所児童数は年々減少しており、今後もこの傾向は続くと考えられる。また、民間の事業者もいることから、市が設置運営する必然性は薄れてきている。
見直しの具体的な方向性	3箇所を1箇所にする統合・改築を検討する。 なお、併せて民間移管の方向を検討する

実施項目	53 保育所の再編 (2) へき地保育所の統合、廃止の検討
所 管	福祉保健部 子育て支援課
現 状	7カ所あるへき地保育所の入所児童数は、年々減少しており、今後もこの傾向が続くものと思われる。 施設は老朽化してきており、修繕や改修が常に必要な状況となってきた。 また、民間事業者もいることから、市が設置運営する必然性は薄れてきている。
見直しの 具体的な 方向性	へき地保育所の統廃合を検討する。

実施項目	54 小学校の統廃合 (1) 淳城第一・第二・第三の3小学校を2校に統合
所 管	教育委員会 学校教育課
現 状	児童数の減が続いていて、今後もこの傾向は続くと考えられる。
見直しの 具体的な 方向性	適正な教育環境の整備を行うため、平成19年4月1日に淳城3校を2校(淳城西小学校と淳城南小学校)に統合した。

実施項目	54 小学校の統廃合 (2) 二ツ井地域の4小学校を1校に統合
所 管	教育委員会 学校教育課
現 状	児童数の減少が続くことから、平成20年4月1日に二ツ井小学校、仁鮎小学校、切石小学校、富根小学校を1校(二ツ井小学校)に統合する。
見直しの 具体的な 方向性	統合することにより適正な教育環境の整備を行う。

実施項目	54 小学校の統廃合 (3) 日影小学校を向能代小学校に統合
所 管	教育委員会 学校教育課
現 状	平成20年4月1日に、日影小学校を向能代小学校へ統合する。
見直しの 具体的な 方向性	統合することにより適正な教育環境の整備を行う。

実施項目	55 中央公民館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家の事務一元化の検討
所 管	【教育委員会 生涯学習課】、中央公民館、働く婦人の家、勤労青少年ホーム
現 状	中央公民館(文化会館)に隣接した勤労青少年ホーム、働く婦人の家に、一人ずつ正職員が配置されており、それぞれで事務、主催事業を行っている。
見直しの具体的な方向性	事務の効率化のため3施設の一体的な管理運営をはかることとし、2施設の事務の兼務等から段階的に検討する。

実施項目	56 診療所のあり方の検討
所 管	【福祉保健部 健康づくり課】、 地域局 福祉保健課
現 状	常盤診療所、檜山診療所、鶴形診療所、国民健康保険富根診療所、同種梅出張所があり、常盤、檜山、鶴形は市内の医師に診察業務を委託し、毎週決まった曜日、時間に診療所を開いている。 富根診療所は、職員医師と事務職員を置いて運営している。種梅出張所は毎週決まった曜日、時間に出張し、診察を行っている。
見直しの具体的な方向性	委託料及び人件費を含め、できるだけ市の持ち出しを少なくするよう、効率的な運営を行うこととし、配置・管理運営方法を見直す。

実施項目	57 保健センターのあり方の検討
所 管	福祉保健部 健康づくり課
現 状	市民の健康づくり、健康診断等の業務を行っている。
見直しの具体的な方向性	H20年度から、これまで行政の責任において実施してきた健康診査及び保健指導が「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者による特定健診及び特定保健指導が義務づけられ、保健センターでの健診の実施方法・健診料金・運営方法等を見直すこととなる。 現在、医療部分を委託している医師会等への委託のあり方、施設の民間移管・譲渡の可能性や保健事業を実施している総合保健事業団、秋田厚生会等を含めた、指定管理者導入についても視野に入れながら検討をすすめる。

実施項目	58 子ども館、木の学校、井坂記念館、農業技術センター、技術開発センターの検証
所 管	教育委員会 生涯学習課、 産業振興部 農林水産課・木材振興課
現 状	こども館、井坂記念館は生涯教育分野、農業技術センター、技術開発センター、木の学校は産業振興分野と、それぞれ運営の分野を異にし、かつ設置の目的や利用の対象者が異なっている。
見直しの具体的な方向性	これらが所期の目的に対してどのような成果を上げてきたか、所期の目的は社会情勢に照らして今でも有効か、等の観点から、これらの施設を検証する。

実施項目	59 公設小売市場の民間譲渡
所 管	産業振興部 商工港湾課
現 状	公設小売市場は昭和51年、市民の消費生活の安定を図るため、小売業者に使用させる施設として市が設置し、運営は出店者で組織する能代市公設小売市場協同組合が行ってきた。
見直しの具体的な方向性	設置から31年を経て、社会環境も変わってきており、協同組合での自主的運営を図ることとした。平成8年度に行った大規模改修の起債償還を17年度で終えたことから、平成18年度において建物の整備を行ったうえ、平成19年4月1日に無償譲渡した。

実施項目	60 公立保育所の民間移管
所 管	福祉保健部 子育て支援課、 地域局 福祉保健課
現 状	公立保育所は、平成17年度に2カ所を民間移管しており、現在は6カ所の保育所がある。第三保育所の施設は、特に老朽化が激しく、改築が急がれる状況となっている。また、民間の事業者もいることから、市が設置運営する必然性は薄れてきている。
見直しの具体的な方向性	公立保育所全体の今後のあり方を検討し、その中で民間移管等を検討する。老朽化が著しい施設については、改築も併せて検討する。

実施項目	61 市営住宅建設にかかる民間活力導入
所 管	建設部 都市整備課
現 状	住吉町住宅は老朽化のため立て替えを予定している。
見直しの具体的な方向性	PFI方式をはじめとした民間活力の活用手法、その導入範囲を検討する。

実施項目	62 リサイクルセンターにかかる民間活力導入
所 管	環境部 環境衛生課
現 状	市で施設・設備を設置しているが、その運転についてはすでに委託している部分がある。平成20年4月から、新分別「その他プラスチック」が導入されることから、それに対応するための処理施設を設置する必要がある。
見直しの具体的な方向性	新分別のための処理施設は、民設・民営により確保することとして事業者を公募した。既存施設での業務についても、業務改善、業務委託等、効率化の可能性を検討する。

実施項目	63 指定管理者導入にかかるメリットの明確化
所 管	総務部 総務課
現 状	民間団体が公の施設の管理者として参入する機会を拡大し、もって当該サービスの向上や当該施設運営の効率化といったメリットを引き出そうとする指定管理者制度が導入されている。
見直しの 具体的な 方向性	指定管理者制度を具体的案件に導入する際、導入によるメリットを最大限に得られるよう、具体的案件の検討において、メリットの整理や、議論の手順を整理する。